

第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

令和7年8月29日 子育て総務課

市町村は、国が示す基本指針に即して、教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等の義務的記載事項のほか、任意的記載事項等を規定した五年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされており。

栃木市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度を初年度とする第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年～令和6年度）を策定しています。

この計画に基づく施策の実施状況について、同法に基づく国の基本指針により公表するものです。

1 計画期間の評価の総括

本計画期間の令和2年～6年度において、義務的記載事項の基本施策1については、全4項目全てが「目標値達成」となり、基本施策2については、全70施策項目中の約53%が「目標値達成」、約36%が「前年度より改善」となっています。また、任意的記載事項（基本施策3～基本施策6）については、全192施策項目中の約87.5%が「目標値達成」となっていることから、第二期計画の総合評価として、目標とする子ども・子育て支援に係る環境整備は、おおむね順調に進んでいると判断します。

なお、今後は令和7年度～令和11年度を計画期間とする「こども計画」において、引き続き位置づけられた施策の達成に向け、総合的かつ計画的に推進していきます。

2 令和6年度の進捗状況

第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画は、最終年度である令和6年度の数値目標として、6つの基本施策を設定しております。

令和6年度の進捗状況をみると、各年度の目標値が設定されている義務的記載事項（基本施策1及び基本施策2）については、目標値を達成したと評価できる項目が10項目（約56%）、基準値（前年度）より改善したと評価できる項目が8項目（約44%）となりました。

【義務的記載事項指標総括表】

目標値に対する達成状況を次のとおり評価します。

| 区分 | 目標値達成状況の判断 |
|----|--------------------------|
| A | 目標値を達成した。 |
| B | 目標値は未達成だが、前年度より改善した。 |
| C | 目標値は未達成であり、前年度より改善していない。 |

基本施策1 幼児期における学校教育・保育の充実（教育・保育施設の量の見込みと確保の方策）

| 施策項目 | 年齢 | 対象事業 | 達成状況 | | | 備考 |
|----------|------|----------------------|------|---|---|----|
| | | | A | B | C | |
| (1) 1号認定 | 3～5歳 | 認定こども園 | ○ | | | |
| (2) 2号認定 | 3～5歳 | 認定こども園・保育園 | ○ | | | |
| (3) 3号認定 | 0歳 | 認定こども園・保育園・特定地域型保育事業 | ○ | | | |
| (4) 3号認定 | 1・2歳 | 認定こども園・保育園・特定地域型保育事業 | ○ | | | |

基本施策2 地域における子育て・子育ての支援

(地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策)

| 施策項目 | 対象 | 達成状況 | | | 備考 |
|--------------------------------------|---------------------------|------|---|---|----|
| | | A | B | C | |
| (1) 時間外保育(延長保育) | 0~5歳 | ○ | | | |
| (2) 放課後児童健全育成事業(学童保育) | 小学校1年~6年生 | | ○ | | ※1 |
| (3) 放課後子ども教室 | すべての子ども | | ○ | | ※2 |
| (4) 子育て短期支援事業(ショートステイ) | 0~18歳 | | ○ | | ※3 |
| (5) 地域子育て支援拠点事業 | 0~5歳 | | ○ | | ※4 |
| (6) 一時預かり事業 | | | | | |
| ①認定こども園の在園児を対象とした預かり保育 | 3~5歳 | ○ | | | |
| ②在園児以外を対象とする一時預かり事業 | 0~5歳 | ○ | | | |
| (7) 病児保育事業 | 0~8歳 (小学3年生まで) | ○ | | | |
| (8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) | 乳幼児、小学生 | | ○ | | ※5 |
| (9) 利用者支援事業 | 子どもの保護者 (妊産婦も含む) | ○ | | | |
| (10) 妊産婦健康診査 | すべての妊産婦 | | ○ | | ※6 |
| (11) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) | 生後4か月までの乳児 のいる全ての家庭 | | ○ | | ※7 |
| (12) 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な 家庭(妊産婦も含む) | | ○ | | ※8 |
| (13) 実費徴収に係る補足給付事業 | 補足給付が特に必要な 家庭(主に低所得世帯) | ○ | | | |
| (14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | — | — | — | — | |

(令和6年度目標値に実績値が達しなかった主な理由)

- ※1 学童保育においては、利用ニーズの拡大に対応するため、民間学童保育の1クラス増加及び公設学童保育の1クラス増加をすることで、受入可能人数の増加につながったと考えられる。今後も、待機児童の解消に向け、学校や民間事業者等との協力が必要である。
- ※2 放課後学習教室では学習ボランティアの確保が難しく、開催できない学校があったことが理由として考えられる。
- ※3 保育預かり事業等子育て支援が充実してきたことや短期間の利用を希望する利用者が増えたことにより、全体の利用日数が減少したと考えられる。
- ※4 利用者数の目標値が達成できていない理由として、地域子育て支援拠点事業の周知が不十分であることが原因のひとつとして考えられる。しかしながら、令和5年度と比較して5%程度増加している。また、令和5年度からすすく子育て応援事業として、新たにお子さんが生まれた家庭に対し、児童手当窓口と地域子育て支援センターにおいて、紙おむつなどの育児用品の支給を開始したため、施設を利用する機会の創出につながっている。なお、地域子育て支援センターでは、初めて子育てを経験する保護者の子育てに関する相談支援等を実施しており、乳幼児及び保護者の相互交流の場となっていることから、地域子育て支援センターの利用を通して、子育ての不安や悩みを共有・共感することが可能となるとともに、父母等と職員が関わることにより、早期支援が可能となる。
- ※5 コロナ禍以降の活動件数は、年間1,500件程度で推移している。定期利用者の加入や退会が、活動件数に影響を与える理由のひとつとして考えられる。引き続き、積極的に事業の周知を行うとともに、地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)と連携しながら、活動内容の充実及び活動件数の増加を図る必要がある。
- ※6 妊娠届出数の減少から妊産婦健康診査受診者数の減少となっていると考えられる。
- ※7 妊娠届出数の減少から乳児数は減少し、それに伴い訪問数も減少していると考えられる。
- ※8 訪問以外の来所相談、電話相談等を実施する他、産後ケア事業、産前産後ヘルパー派遣事業や障がい福祉サービスによる支援が充実してきたことにより、本事業による訪問日数が減少したものと考えられる。